①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について																						Ⅲ 自由記述欄
		準要保護の認定にあたり，平成３０年１０月時点において，生活保護基準を参照して判定する基準（※）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの，その他，生活保護基準を参照しているもの。		1．準要保護の認定基準への反映について				2．生活保護基準見直しの影響への対応予定										3．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				
				（１）平成３０年１０月以降，見直し後の生活保護基準を，今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（２）参照している生活保護基準の時点		（１）　平成３０年１０月以降，生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合，何らかの対応を行う予定か。			（２）（１）で「①対応予定あり」と回答した場合，具体的な内容（複数回答可）				（３）（２）「⑤その他」の内容 ※既認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には，その内容を記載。	（４）（１）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，その理由（複数回答可）			（５）（４）「①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「⑤その他」の具体的な内容	（１）２，（１）で「③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（２）①把握している場合，平成３０年９月までは援助対象だったが，平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により，平成３０年１０月以降，援助対象外となる者であり，明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（３）３．（１）で「②把握していない」と回答した場合，把握できない理由	
		①用いている	②用いていないが「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い倍率に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の認定基準以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他			①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない			
		→Ⅱへ	→Ⅲへ	→２（１）へ	→１（２）へ	→Ⅲへ		→２（２）へ	→Ⅲへ	→２（４）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→２（３）へ	→Ⅲへ	→２（５）へ	→３（１）へ	→２（５）へ	→３（１）へ	→３（２）へ	→３（３）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ		
15	15	4	11	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
富山県	富山市	○			○	29	4																			富山市では，原則前年の４月時点での生活保護基準を使用している。（例：平成３０年度就学援助認定→平成２９年４月の生活保護基準）ただし，上記の基準で否認定になった場合でも，切り下げ前の生活保護基準（平成２５年度就学援助認定に使用した生活保護基準）を使用し再度審査し，認定になるものについては，準要保護認定をしている。
富山県	高岡市		○																							
富山県	魚津市	○			○	24	12																			
富山県	氷見市	○			○	24	12																			
富山県	滑川市		○																							
富山県	黒部市		○																							
富山県	砺波市		○																							
富山県	小矢部市		○																							
富山県	南砺市		○																							
富山県	射水市		○																							
富山県	舟橋村		○																							
富山県	上市町		○																							
富山県	立山町		○																							
富山県	入善町		○																							
富山県	朝日町	○			○	29	4																			前年４月時点の生活保護基準額に一定の係数を掛けたものを用いて準要保護の認定審査を行う。